

2021年8月13日

議決権行使書面等の閲覧謄写請求の受領及び当社の対応方針について

当社は、2021年7月2日付で、当社株主であるフジファンド株式会社（以下「フジファンド」といいます。）から、会社法第310条第7項、第311条第4項及び第312条第5項に基づく議決権行使書面等の閲覧及び謄写（以下「閲覧謄写」といいます。）の請求を受けました。

当社は、当該請求の内容について慎重に検討した結果、法令上の要請を踏まえ、当該請求に係る後記2.記載の議決権行使書面等（以下「本議決権行使書面等」といいます。）の閲覧謄写を許可することとしましたのでお知らせいたします。

閲覧謄写に際しては、本議決権行使書面等が法令上認められた目的にのみ使用されることを担保するため、フジファンドの代理人（早稲田リーガルコモンズ法律事務所 齊藤裕也弁護士、村方善幸弁護士、横倉仁弁護士、福田健治弁護士）から、後記3.記載の事項を含む誓約書（以下「本誓約書」といいます。）を取得したうえで、同代理人に対し、本議決権行使書面等の閲覧謄写を許可することとしておりますので、何卒ご理解を賜れますと幸いです。

今後、株主の皆様に対し、フジファンドから、株主としての権利行使に関連して、何らかのご連絡があることも考えられますので、ご承知おきいただけますようお願い申し上げます。

なお、当社の2021年3月31日時点の株主名簿についても、フジファンドからの、閲覧謄写を求める仮処分申立てを受け、同裁判手続の中で和解により、後記3.記載と同様の誓約書を取得した上で、2021年6月11日にフジファンドの代理人に閲覧謄写を許可しておりますので、あわせてお知らせいたします。

1. 請求をした株主の概要

- (1) 本店所在地：東京都千代田区紀尾井町3番32号
- (2) 名称：フジファンド株式会社
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役 藤本 秀朗
- (4) 所有株式数：50万8,000株

2. 閲覧謄写の対象書類

- (1) 当社が2021年6月29日に開催した第56回定時株主総会（以下「本件株主総会」といいます。）において、代理人によって議決権を行使した株主が提出した代理権を証明する書面及び当該書面に記載すべき事項が記録された電磁的記録を表示したもの

- (2) 本件株主総会において、書面により議決権を行使した株主が提出した議決権行使書面
- (3) 本件株主総会において、電磁的方法により議決権を行使した株主が提供した事項を記録した電磁的記録を表示したもの

3. 本誓約書に含まれる誓約事項の概要

- (1) 本議決権行使書面等を、本件株主総会において行われた決議の適法性及び公正性を検証する目的並びに現取締役の解任議題及び新取締役の選任議題の提案に向けた準備をする目的（以下、両目的を総称して「本件目的」という。）にのみ使用するものとし、本件目的以外のために使用しないこと。
- (2) 本議決権行使書面等を、フジファンド及びその代表者である藤本秀朗並びにその他の第三者に対して開示し、又は漏洩しないこと。
- (3) 本件目的のための利用が終わった後は、本議決権行使書面等及びその複製物のすべてを削除及び適切に処分すること。
- (4) フジファンドの代理人たる地位を喪失した場合は、本議決権行使書面等及びその複製物のすべてを削除及び適切に処分すること。

4. 開示日

2021年8月12日

以上